

(四三九)

○政府委員(片柳眞吉君) 只今八月頃から何とか遺繰りをいたしまして、現在の二合五勺の配給をある程度、増配ができないかどうか、又全國的にできないればできる地方だけでもやつたらどうかというような非常な重大な御質問であります、実はやがて近く一般の物價も上つて参ります、美質買金の裏付といたしましてもできるだけ早く現在の配給量を増加して参りたいということは、かねてから念願しておるところであります、ただ從來も國會でもお話をしておると存じます、現在の需給から見ると、現在出荷中でありまところの麦なり、馬鈴薯なり、或いは秋の甘藷、新米等を

できるだけこれを本年度内に消費をす
るということでも参りまして、現状で
は現在の二合五勺の配給を維持するに
汲々たる状況でありまして、勿論この
七月以降は輸入食糧の状況はある程度
は好轉すると存じますけれども、これ
が計画通りに入つて参りまして、結
論といたしましては、現在の配給量を
どうやらこつちや維持できるという
以上には困難な状況でありまして
、すでに早場米につきまして
も約百三十万石の食込みを予定
いたして参ります、今年の麦
が相当不作であります、麦の配給
につきましては約四百万石以
上を予定しておるのであります。これ
以上繰上げは実際上は困難ではないか
という点からいたしまして、全国的に
八月から配給量を増加することは、遺
憾ながら現状では困難だと私は考える
のであります。要しますに來年度の
年間の全体の見通しをつけませんで、
八月からどん／＼繰上げて今から増配
をするということになります、或い
は一時的には増配が可能かも知れませ
んけれども、又來年度の途中で欠配が
起るといふようなことにもなるのであ
りますので、どうしまして來年度の
見通しをつけまして継続的に増配が可
能であるということでありまして、
今、あつてやりまして、又後で減配、
欠配が起る、こういうことになりま
してはいかんとおもうのであります。結
論といたしましては、困難だと私は断
定する外はないと思つております。た
だ西山委員の御出身の高知縣等におき
ましては、相当早場米も出て参ります
し、或いは甘藷も相当出る地帯であ

りますから、高知縣だけのものとられ
て、或いは十一月以前に増配をするこ
とは、これは或いは可能かも知れませ
んけれども、併しこの主要食糧増配
問題は、やはり全國一律にやりませ
なければ、非常な不均衡不公平が起る
と存するのであります、或いは政府
縣だけと限りますれば、或る程度は可
能なところもあるかも知れませんが、
併しそれはやはり全國的に歩調を合せ
てしなければならぬ振合いと存じます
るので、地方的に可能と数字が出て参
りまして、これをやることは適當で
ないと思つて参ります。
○西山重七 長官の御説明は諒といた
しますが、私の伺う八月以降、これを
是非とも増配をして貰いたいという理
由は、砂糖の配給が五日間ありますこ
とと、米が非常に少くなつておる、
この二点のために、御承知のように我
が國民の長い慣習によりまして、砂糖
ではどうして食糧を充たすことはでき
ないのであります。それがために、少
くとも七月は少々米が参りますが、
八月から米が特に少くなりますので、
これを申上げたのであります。戦時中
にも不可能を可能にするということ
をよく言われておりましたが、これは今
長官の申されましますように、中央ではそ
れは困難ということをお認め参ります。併し
各府縣にこれを実施してもよろしい、
かういふふうに政府の腹を決めて頂き
ましたならば、必ず夜に日を離れて第
一番に消費者が味方になりましてこれ
を實行するのであります。からして私
は少くともこの案を特例として頂きま
して、實行して頂きたい。新年度からは
ずいれにいたしまして砂糖の配給は

五日間というよりよいことではないと思
いますので、やはり同じ二合五勺でも食
生活に、やや安定を及ぼしますけれど
も、過去に実例のないような実情で
ありますので、八月以降は特例を設け
て頂きたいというのが、私の本提案の
理由であります、決して政府の需給
計画を壊さずして、これが實際におい
て實行できる案でありましたなら、関
係方面の了解も得まして、これをただ
発表と実施してもよろしいということ
で、私は實行ができると思つて参るの
で、もう一度長官のお考えをお聞きし
たいと思つて参ります。
○政府委員(片柳眞吉君) 先程お答え
を致しましたが、砂糖の配給につきま
しては、五月、六月が五日というよう
な、実は非常な日数を配給してありま
すが、八月以後は或程度一日乃至二日
程度は減じ得る見込みであります、向
今後の輸入食糧については、現在の状
況で参りますと、主として小麦粉が
一番多く入つて来るというような状況
であります、砂糖が或る程度減りま
して、小麦粉の配給が多くなる、大体か
ような見通しになると思つて参ります。現状
よりも多少質的には改善をされるので
はないかと思つて参ります。
更に各府縣でやつても國の需給に影響
がないという御意見であります、が、
実は八月から二合五勺を増配しますれ
ば、それだけやはり食込み量が多くな
るのであります、結局來年度の需給
にはそれだけやはり食込んだだけ、
イナスに響くという、やはり全体には
國の需給計画に影響があると思つて
あります。

から増配をするということになります
と、消費地に輸送を予定しております
ところの、先程も申上げました百三十
万石の消費地向けの輸送という問題
にも、当然これが影響があると思いま
す。翌年度の需給にも影響があります
以外に、端境期の米の消費地の廻米
にも相当影響があると思つてあります
。勿論できればさうなことを全國
的にいたしたいと思つて参りますが、
先程申上げましたような理由で、現在
の状況では困難だと私は考えるのであ
ります。
○板野勝次君 砂糖の問題について農
林大臣に伺いたのですが、昨年は主
食の配給が二十何日か繰上げされて
、今年は又砂糖が主食の代替配給になつ
ておる、我々は國民として率直に考え
て見て、この何日間かの砂糖の主食代
替配給は、或る意味においては欠配の
ような感じがするのです。それから又
最近では地方で砂糖休暇というふうな
言葉が使われております。砂糖が配給
されると、それを持つて農村に掛掛け
て行つて、色んな物と換えて來なけれ
ばならぬ。かういふ状態では事實困る
のであります。併し現在入つて來てお
るものを、さうして食糧の需給状態か
らして、どうすることもできないとい
う言訳をいつも聞くのですが、我々考
えて見て、どう考えて見ても、キュー
バ島のあの糖業政策を保護し、援助す
るために、他に入つて來る食糧はあつ
たけれども、あの救済策として政府
は無條件にそれを受入れたというふう
にしか思えないのですが、事實さうい
う点であつたか、どうであつたか、調
味料として砂糖を輸入して來るとい

ことができなかったのかどうか、この
点を伺いたしたいと思います。
○國務大臣(永江一夫君) 砂糖の主食
代替につきましては私からお答え申上
げて置きます。これは主食として配給
をせられましたが、日本の食生活に
非常に重荷になることはお説の通りで
あります。私は就任以來できるだけ砂
糖を主食代替としないようにしてい
く、關係方面にもお願いをしたの
であります、その後いろいろ輸入
食糧の操作の關係によりまして、予定
数量に大きな変動がありまして、遂に
砂糖を以て主食代替とすることを、本
米穀年度中行うことになつたの
であります。その場合には、お尋ねのよ
うに、アメリカ國內におきましますい
ろんな政策上、他に食糧があつたに拘
わらず砂糖を以て代えたのではない
か、かういふお尋ねのようでありま
すが、さういふ点は私はないと思つてお
ります。いろ／＼輸入いたします食
糧の船腹の關係、ポンド地域との關係
によりまして、日本に放出されてお
りますこれらの物が、アメリカの國內
におきまします、いろ／＼の政策的意
味を加味したものが含まれておるとは
私は考えておりません。
○池田恒雄君 農林大臣に一言お伺し
ておきたいのでございますが、この法
案の第二條で見ますと、主食という規
定では麦類と「甘しよ」、「馬鈴しよ」、
かういふことが規定されて、その麦類
の中には、ライ麦とか燕麦とか、こ
ういふものは含まれておらないように見
えるのでございますが、適地適作とい
うことは、前の國會から岡村さんなん
かが非常に強く御主張のようござい

ましては、相当早稲米も出て参ります。すし、或いは甘藷も相当出る地帯であ

あります。殊に早稲米地帯だけが、例えば八月

味料として砂糖を輸入して来るという

かが非常に強く御主張のようござい

ますが、適地適作という点から言いま
す、ライ麦とか燕麥のようなもの
も、当然法律の中に含まれておると
いうのであらねばならないのではない
かと私は思ふのであります。これはラ
イ麦とか燕麥ばかりでなく、主食とい
うものを狭く限定しますと、これでは
極めて狭い作物を、極めて狭い国土、
廣くと申しまして、日本の國という

のは御承知の通り、北海道から今九
州の南端まで行くのであります。こ
れは寒帯から熱帯に亘るといふので、
今世界の國々を見て、こういう廣い國
はないのであります。恐らく外國の
作物を見ますならば、このくらい廣
い國には、もつと種々雑多の作物があ
ると思ふのであります。ところが僅か
に麦の場合は、大麥、小麥、はだか麦
と、この三つの種類だけをこの非常に
廣い多種多様な自然條件を持つておる
國土に、法律で以て押付ける形になつ
ておるのであります。この点は、私は
どういふものかと思ふのであります。
この点を極く明瞭に開かして頂きたい
と思ふのであります。

もう一つの問題は、第五條の農業計
画の問題であります。この中を見ま
すと、一應全般に融れておるよう
に見えるのであります。併し農業生産
に要する資金とか、労働力とか、販賣
に関する計画が欠けておるように見え
るのであります。それからこの農業計
画につきましても、戦争中我々は一つ
の難題をして來ておるのであります。
この時代におけるところの農業計画と
いふものは、労働力が減つて行くとい
う情勢の下に、いろいろ建てられて行
つたのであります。従つてその技術及

び作物というものの動き方というもの
も、そういう方向に従つて立てられて
行つた筈なのであります。ところが終
戦後におきましては、逆の傾向をとつ
て來ておるわけでありまして、つまり農
村の労働力というものは、日に／＼増
加しておる、これは労働力が増加する
という言ひ方をすると、非常に平
凡なものであります。逆に農村に失業
者が非常に増加しておるといふ形にな
つておるのであります。そうなつて参
ります。と、この場合は日本の
農業経営というものの、その農業生産の
諸様式や労働の諸様式は、如何にして
失業者を消化して行くかといふことが
問題になつて來るのであります。ここ
で戦時中と戦後は、農業計画の性格
が相當違つて來ておると思ふのであ
ります。このことは前に申しましたよう
に、今後の作物の動き方とか、或いは農
業のいろ／＼な技術の動き方、つまり
農業計画の内容に大きい変更が來ると
思ふのであります。ところが、この法
律上における農業計画を見ますと、戦
争中における農業計画と殆んど違つて
いないように、私は思ふのであります。
が、この点農林大臣の方から御方針を
承つて見たいと、こう思ふのであり
ます。

○國務大臣(永江一夫君) 第一の点
は、御承知のように、ここに書いてあ
ります。難題の中には、十数種類のもの
が食糧管理法の關係法規におきまして
これを指定してありますから、今お話
のようなのは、皆難題として指定さ
れてその中に含まれておる、こゝ御了
承願いたひのであります。
それから第二の点については、しば

しば御議論のあるところでありまし
て、農業計画に、今お話のように、す
べてを含めるということになります。
と、非常に農業計画を立てますこと
が、願く申しますれば、官僚統制的に
なる弊害があるのではないかと、私は
やはり農業計画というものは、相當生産
者自身の自主性のあるものといふ考
え方の中でこの規定をいたしてお
ります。これは一つの生産計画でありま
して、主要食糧農産物の生産数、供出
数量、肥料農機具、農業の配給数量等
の極く限られた面を指しておる、こゝ
ういふに御了承願いたひのでありま
す。そのすべての基礎になります。金
融でありますとか、或いは労働力であ
りますとか、その他の農村におきま
す諸種のその生産におきまします一切の
社会的條件すべてを、一つの計画の中
に入れるといふようなことを、規定し
たさなくとも、勿論そういう基礎の上
にこれらの農業計画という一つの狭い
意味における計画を立てて行く、こゝ
ういふことで法の目的は達せられる、こ
う考へております。

○池田恒雄君 一應尤ものように聞
えるのであります。併し資金の計画と
か販賣とか労働力という問題は、農業
の経営に直接に入つておるものであつ
て、この経営に相當の影響を與える性
格のものであります。従つて農業計画
の或いは農業経営計画の中に、これら
の問題は直接織込まれるものであつて、
簡単にそういうものを無視して、或い
は無視しないにしましても、そういう
ものと直接結び附かずして農業計画を
立てるといふことは、これは困難だ
と思ふのであります。

それから販賣の中には米價という問
題もあるのであります。つまり米な
ら米を生産する場合、生産した秋にお
いて何ぼで賣れるかという想定がなく
て、私は商賣というものは成立しない
と思ふのであります。ところがこの農
業計画の上におきましては、あらゆる
生産物については、收穫の際に幾らに
賣れるかといふようなことは、全然想
定されておらないのであります。併し
そういうことを想定しない商賣とい
うものはないのであります。この点は
やはり農業計画の中に明確になすべ
きものだと思ふのであります。

それから先程私のお伺ひした点で、
労働力の問題について、詳しい大臣の
答弁がないのであります。これは労働
力というよりも農村の失業者とい
うものを、どういふふうには農林省當局が
見、且つこの農村の失業者労働力とい
うものがどういふ工合に今日の農業生産
や或いは農民の経済に影響を與えてお
るか。このことは私は十分検討する必
要のあることだと思ふのであります。
極めて單純な例を申しますならば、今
農村から米が流れるとか、何とかい
うようなことがしばしば新聞に出され
るのであります。若し農村の内部に
過剰労働力というか、失業者がなかつ
たならば、闇の米を都會に運ぶ人間は
なくなる筈であります。ところが農村
の農業労働の中にそういう労働力を全部
吸収することができないから、そゝうい
う不健全なる流通面の方に、そゝうい
う労働力が流れて來るといふようにも見
られるのであります。これは一つの例
であります。それが法律上の問題
の問題があつて、それが法律上の問題

や何かになつておるのであります。が、
併しそれを法律上の問題としてとか
いつても、その失業者という問題を
はつきり把握して、これに対する対策
がなければ供出の問題でも、或いは
いろいろな問題でもこれは解決できな
いことではないかと思ひ、且つ農村の
労働力がこゝ余つておる、或いは失
業者が沢山おるといふことになつて來
ます。と、これは簡單にいうと、農業
經營規模に影響して來るとか、或いは
農業の作物の選択の仕方に影響して來
る。つまり労働力が多くなつて参りま
す。と、より多く農業の經營の仕方が集
約的になつて來るわけでありまして、従
つて作物の獲り入れ方が、單純な獲り
入れ方ではなく、もつと複雑になつて
來る、そゝうなります。第二條の主食
といふものの規定の仕方、而もこの主
食といふものが非常に大幅に耕地を食
つておるといふやり方といふものと関
連して、相當これは大きな問題であ
る、こゝろ思ふのであります。それで農
村の失業問題の解決についての大官の
御方針を承つて見たいと、こゝろ思ふ
のであります。

○國務大臣(永江一夫君) 一つの点
は、今お話の農業計画にそれらの農村
の労働力というものを無視して計画で
きないやないかという御議論でいろ
いろお話がございましたが、この農村
の過剰人口といふような問題をも含め
て、今後できますところの調整委員會
でいろ／＼議論が出て來ると私は思つ
ております。そゝういふことのすべてを
こゝで規定するといふことは困難だ
らうと思ひます。

もつとこゝこれは自由に生産者が選択

いたしするものを自由に生産し、而もその國において供出制度というやうなものが必要のない場合におきまする議論と、今日のごとく如何に生産者の意思を尊重と申しまして、やはり國全体の消費面から見まして、その生産者の意思を或る程度コントロールして行かなければ國の食糧の需要供給の關係のバランスがとれないという特殊事情におきましては何としても或る種の法規によりまして、個々の生産者の生産計画というものに抑制を加えなければならぬ、ということが必然的に生れて来ると思ふのであります。我が國が自由開放に諸外國と貿易によつて必要なる食糧を手に入れるという、絶對的な自由を今日持ち得ない現状におきまして、やはりこの問題は附随して出て来るのであります。そういう客觀的情勢から、政府におきましては、勿論生産農民諸君の自由開放なる生産意欲によつて生産計画を立てられて、最も効果的に生産を擧げて頂くということも望ましいことではありますけれども、総合的に見まして、個々の生産者の生産計画が、全体の面から抑制を受けておるといふ一つの考え方の上に、この法律案があるというのを御了承願いますならば、今御議論のありましたやうな点につきましては、私はおのずからこの委員会の運営と、それから第五條の第二項に掲げてありますやうな「生産者の意見を徴し」ということにその間の事情が盛られておると思つております。第六條でもこの農業計画に係ります生産者が、当該農業計画について異議のありますときは、相当異議を唱える立場を認めておるわけでありまして、この委員会の運営に

よりまして、これら個々の生産者の生産計画というものが、或る程度不満足でありまして、調和点を見出して行くということが出来る、こう思ふのであります。

○池田恒雄君 私、自由開放な農業生産をやらせなければならぬという考え方はありませんし、且つそういう意味のお尋ねはいたしておらないのであります。

それから抑制をしなければならぬということは、これ亦尤もな話でありまして、その抑制という抽象的な言葉に對して何ら私は疑問は持つておらないのであります。その抑制の仕方、統制の仕方が競争中と今日では違つておる、違つておるに現われておる、これに對してどういふ方針を農林當局が持つか、こういうことを私は何

つておるのであります。そのことがつまり戦争中のように統制のとれておつた時代は、ああいう統制も結構であつたであらうが、今日においてはやはり労働力とか販賣とか資金に關する問題というやうなものが、計画の中に入らなければならぬという状態が発生しておるわけでありまして、それを私は自由開放にやらせるといふのではなく、どのように統制し、どのように計画するかという内容の問題を私はお伺いするわけなんです。併しこの問題はもう一度機会がありましたら、私は、私は事務當局の専門家の方からでも伺ふ機会を與えて頂きたい、こう

思ひます。

本日大臣に一つお伺いして置きたいのは、この法律の事前運用の問題であります。

○委員長(橋見重男君) 池田さんの先程のお話の事務當局に更に質問の機

会を設けたいということでありまして、この点はさういふことはおかしいんですが、原案に、昨年の生産調整法においては、今農業計画の中に入る事項に、農業労働力に關する事項というのがあつたんです。それが今度「当該生産者」と同一世帯に属する者の状況」と、さう變つております。従つてさういふものも中心に事務當局にお聴きすると同時に、事務當局の方にもそれらの間の相違、又経緯等をよく準備をして説明をするように委員長からも申し上げます。

○池田恒雄君 それからやはり事前運用の問題であります。一つは地力調査をやつて稲の割当をやる、或いは麦の割当をやるということになりまして、地力調査が今年の春行われておるのであります。ところが地力調査が完了しない中に事前割当をやつた村もあるのではないかと。さうするとこれは地力調査が完成した上において割当をやり直さなければならぬ、法律上の理窟はさういふことになると思ふのであります。さうやらねばならぬのかどうか。

それからも一つは、地力調査というものは飽くまでも地力を調査するものだと私は考えたのであります。ところが地租を賦課する折、使うところの、あのいわゆる賃賃價格によつて、地力の等級を決めておる村が非常に多いのであります。これは明らかに地力調査としては間違ひだと思ふのであります。さういふ種類の間違ひた地力調査をやつておる村々も相当あるのであります。さういふふうの間違ひた地力調査をやつて、その上で割当てたと

いう場合、つまり間違ひが発見された場合、割当は通り直しになるかどうか、さういふことをお伺いしたいのであります。

もう一つは、今年度の肥料の割当、その他の政府の農村に對するいろいろな施策は、この法律に基かざして行われておるわけでありまして、でありますから、今年この法律がいつ頃から実施になるか、或いは又さういふ作物の時期から実施になるか分りませんが、この法律の効力がさういふふうの作用して行くのか、つまり法律に基かざして作物の割当をやり、或いは資材の割当をやつておるわけでありまして、ところがその作物は途中でこの法律に引つ掛かつて来るということになるわけでありまして、果して途中で引つ掛かるものか、或いは今度の間中になるところの作物は延ばして、全く新しく作付するとき、この法律に基いて初めてさういふ計画をやるものか、その点お伺いしておきたいと思ふのであります。

○國務大臣(永江一夫君) 事前割当につきましては、間違ひた点があります。けれども、いつでも補正をするつもりであります。この点は一方的な強断でやるつもりではありませんから、十分調査した上において、政府におきましては、間違ひたというところが関係當局において、明白になりました際には、いつでも補正いたします。

第二の点につきましては、本年度の事前割当は、やはり今まで割当てました数量によつてこれを本年は実施いたしました。この法が兩院を通過いたしました効力が出来ました、事前割当につ

本誌を購読するに当たって、本誌の法律の事務當局に更に質問の機

先程のお話の事務當局に更に質問の機

力調査をやつて、その上で相當したと

して効力が出ましても、事前相當につ

あります。それでできました米を政府

いては翌年度分からする、こういうつ

もりであります。

○岡村文四郎君 食糧確保の案がしば

しばい／＼なふうで議論されてお

ります。農産計画を立てますとき

に、一番肝腎なものが考えられてお

らんとします。何となれば、政府が裏

所にもそういうことがありますが、日

銀の總裁や副總裁、理事の方は、か

うに考へてはおられませんが、本

事をする人は誠に方法が附かん。百

姓なんというものを、てんで頭の中

考へておらん人がやつておるので、頭

固で抜き差しできない状態なん

と、私はどんなことがあつても、こ

に賛成できないのであります。若し同

僚各位の中に、あいつの言うことは

目だ、これで通すというなら私は絶

賛成できません。はつきり申上げて

置きますから、そのつもりで政府は

考へておるか、御答弁願ひたいと思

○委員(長橋見義男君) それでは速記

を始めて下さい。

○羽生三三君 私は極く簡単な問題

であります。どなたからでもお答え

願えれば結構であります。それはこの

作付計画を定めるときに、農地面積、

地方その他の状況並びに作物の組合

等、勘案してやるようになってお

ります。これは事前勘案を受けた作物は、

自己所有の耕作地の中で獲れた收穫物

で完納した場合は、どの耕地にどうい

う作付をやつても一向低値にならない

か、つまり勘當でられた食糧を完納さ

すれば、その組合せに何ら掣肘を受

きます上に一番大事なもの、業を営む

のに一番大切な資金の目安が附かなく

ては、計画は相立たないのであります。

そこで農林大臣はいろいろ御心配にな

りまして、金庫もお作りになるという

案をお示しになりましたが、これもい

ろいろな御事情がありましてお取止

なつて、特別会計によつて資金の融

通をせたいといふので、お骨折り

になつておりました。これは多分実現

するとは考へておりますが、こういう

ふうの資金面が窮乏になつて参ります

と、本年非常な苦勞をし、御迷惑を掛

けて、單作地帯の急場を渡す資金の状

態を決めては貰いましたが、なか／＼

動かんであります。何と申しまして

も農産の実態を少しも御認識になら

ない、尤も知ろう筈はないので、これ

を考へてもしようがないのであります。

ところが、その方面に確保しておる金

は、支向なしに必ずその方面に行く

という制度がない以上は、私は今後は絶

對目だと思へております。それは役

所にもそういうことがありますが、日

銀の總裁や副總裁、理事の方は、か

うに考へてはおられませんが、本

事をする人は誠に方法が附かん。百

姓なんというものを、てんで頭の中

考へておらん人がやつておるので、頭

固で抜き差しできない状態なん

であります。これでは方法が附かんの

ので、実は我々の責任で、年度の二十三年度

の作付によりまして計画は、達成するこ

とは非常に不可能なものと、こういう

ことを考へておりますが、それは大事

な資金がいかんののであります。今

丁度資金の面で真つ最中であり

まして、若しこれが行きまないと、收穫

に影響するのであります。その責任

は中央で持つて呉れるのでなくて、我

々が地方々々で責任を負わなければ

ならんことに相成るのであります。こ

れはどうしてもこの生産確保の法の中

で一番肝腎な百姓が、いつでも金を持

つておつて、品物さへ配給すれば買

えるというわけではなく、金もないし、物

もないのですから、それを棄てられ

るやうにする國の責任がある。大体百

姓は委託事業をやつておると同じであ

りまして、自分で作つたものを賣るわ

けにも行きません。價格も自分で附

けるわけにも行きません。作るだけを委

託されておるのであります。場合に

よりまして、自家保有の食糧までも出

さなければならん事情にありますが、

に、どうしても安心して仕事のできる

やうにして貰わなければ、今後の單作

地帯の當農は、絶対相立たんと考へて

おりますので、今申上げて置きます

が、若しこれがこの案に挿入されない

【速記中止】

○委員(長橋見義男君) ちよつと農林

大臣にその問題に關連して、私も議事

の進め方についてお尋ねするのです

が、この法案と、それから農村金融、

特に生産資金の融通確保の問題とは、

極めて密接な關係があることを承知し

ておるのであります。従つていろいろ

現在お考へになつておる。農村金融に

ついての法的措置等もお考へになつて

おるようですが、それはこの法案を審

議する最後までに間に合ふかどうか、

その辺のお見通しをお伺いしたいと思

います。速記を止めて。

○松村眞一郎君 私は昨日速記のない

ときに、政務次官にお伺ひしたのであ

りますが、その際に政務次官は明瞭に

御答弁になりましたけれども、非常に

重大なることでありますから、大臣の

御答弁を求めるわけでありまして、

それはこの法律は農民に義務だけを

背負わせる規定であるのか、これに對

立して政府も亦どういふ義務を負うの

であるか、その点をお尋ねしたいので

あります。それでできました米を政府

に提供しました場合には、それに対し

て代金を支拂うということは當然のこ

とであります。それは實買であります。

と。ところがこの法律によりまして、

この生産の義務と、供出の義務とい

う方を努力するように法律が命じてお

るのであります。

その努力、義務に對立しまして、政

府はどんな義務を負われるのでありま

すか。一番の明瞭なことは、生産に必

要な肥料、農具又は農機具の供給を確

実にすることです。それは第三

條の第三項に主務大臣は、農産計画

に定められた肥料、農具及び農機具そ

の他主要食糧農産物の生産に必要な物

の生産、配給又は輸送の業務を営む者

に對し、これらの物の供給を確保する

ため必要な事項を指示することができ

る。とあります。この指示に反した場

合はどういう罰則を受けるのでありま

すか。又この指示通りにこういう業者

が生産したものを、政府は確実に配給

するといふことはどこに書いてあるの

でありますか。その点が非常に私は不

明確であると思ひます。少くとも第三

條第三項に對しまして、指示に従わな

かつた場合の罰則の規定がないのであ

ります。

然るに農業者は第七條第二項の規定

によつて、「生産数量の確保に努めな

ければならぬ。」といふことがあり

ます。この努めなければならぬとい

ふことに應じて、第十條に、「その生産

の確保に支障を及ぼす虞があるよう

な農産物の作付をしてはいけないとい

ふことが書いてあります。それに違反

した場合には、第二十九條に罰則が書

いてあります。

いてあります。それから第三十條には、第十一條の第四項の規定に反した場合は、やはり罰則の規定がある。それは第十一條に、生産者その他に対して「必要な事項を指示することができ」と書いてあります。その指示に従うべきことを第四項には命じておる。それに違反すれば三十條で、罰金になる。

こういふような場合に農業者に対しては罰金を以て臨んでおりながら、農業生産に非常に必要な肥料であるとか、農薬や農機具を作るところの指示をした場合に、それに従わなくても一向に罰則の規定がない。そうであるならば、肥料なり農薬なり農機具といふものの生産は確実にできなくともよいといふことを保障しているといふことになるのであります。しかのみならず生産に必要なそういう必需物資を政府の方で農民に対して供給するといふことの責任をどこにも明示していない。ただそういつた業者に対して政府が指示することができると。指示するといふだけである。それを履行しなかつた場合の何らの罰則もない、履行しない結果肥料なり農薬なり農機具ができなかつた、そうして政府が供給することができなかつた場合に、政府の責任関係の規定がどこにもない。こうした規定で農民のみにこゝういふ脅迫をするような、私は脅迫と言つてよいと思ふ、このような脅迫を與えるような感ぜを示すような法案ばかり羅列されることは、眞に生産意欲を心持よく發揮するゆえんではないと私は思うのであります。

項の規定による指示を受けた者は、災害その他眞にやむを得ない事由に因つてその指示に係る農業計画によつて定められた供出数量の主要食糧農産物を供出することができなくなつたときは、市町村長に對して、当該供出数量の変更を請求することができ。」といふことが書いてあります、それで農具なり肥料なり農機具なりの供給ができなかつたために、生産ができなかつた場合はどうなるかといふことを申しましたら、政務次官はこの第八條の規定によつてやはり変更ができるのであるといふことを答弁されたのであります。が、私はそういう解釈はむづかしいと思ひます。「災害その他眞にやむを得ない事由」といふように、農具なり農機具なり肥料なりの供給が、計画通りに行われなかつたといふことがここにあるものとするならば、私は明文を置かなかねばいけないと思ひます。そういう解釈が直ぐ出て來ない。なぜかといふと、この肥料農具或いは農機具というやうなことは、明らかに第三條に例示しているでありますから、そういう例示を受けて親切にやはり第八條の中に書かなかねばならぬと思ひますが、大臣も農具等の供給ができなかつたときには、その供出数量の変更を請求してよいといふことに御解釈になりますか。それでなければ、明文を置く必要があるわけでありませう。それをたださういふことができるというだけで第八條の規定を見過ぎ去るわけにはいひないと思ひます。今申しましたことについて、大臣のお考えをお聞きしたい。

○國務大臣（永江一夫君） その点につ

きましては、大体平野政務次官からお答へした通りでありまして、大体御趣旨のありました主たる点は二つあつたと思ひます。一つはこの法律の施行によつて、一方的にのみその責任を負荷して罰則を設けておる、こういうことでありますが、やはりこの点は私が先程お答へいたしました一つのアイデアの中に盛られておる考え方でありまして、当然主務大臣といたしましては、これの反射的なあれとして、やはり必要な生産資材等を生産者であります農民諸君に供給するところの責任を負うておるわけであります。それにつきましては、飽くまでその責任上、それらの資材を生産すべき者、輸送すべき者が相反した場合の罰則がないじやないかと、いうことは御尤もであります。併し、これらのことは、今日のような物資の非常に少い場合におきまして、やはりこれらの生産の指示に相反した行動をするものに対しては、私共は十分この第三條第三項の條文を行政的に活かすことによつて処置できると、こう信じておる次第であります。

それから今の然らば生産資材というものが實際生産農家に渡らなかつた場合には、供出数量の変更をすることが出来るかどうかという解釈であります。が、これは平野次官からお答えいたしましたように、私はその場合には、供出数量の変更をいたす、こういう考え方であります。

○松村眞一郎君 私はこの行政上必要な措置をとるといふよりなことで済ませる問題であるならば、食糧確保臨時措置法それ自身も行政上の措置でよろしいと思う。こういう法律を出すところ

いうことは、義務を義務付けておるの
であります。行政上の処置というよう
なそういう緩慢なことでいけないから
こういう法律を出す。何が故に農民は
こういう法律によつて強制せられ、農民
の生産に必要なところの肥料や農機具
や農薬を生産するのは行政上の措置で、
何ら命令を受けない、処罰もされない
ということではよろしいのか。私は大臣の
御意見とは全然反対であります。そ
ういうことでは片手落であるというこ
とを申し上げます。それのみならず、今
の大臣の仰せで明瞭であるがごとく、
当業者だけに指示をして、政府は供給
するということを書いてない。政府が
供給するということを書き、私が必要
があると思う。それでありましたから、
これは第一條を修正しなければいか
ん。「確保するため、生産に必要な
肥料、農薬、農機具の供給を確実に
し」ということが要ります。むしろ政府
は「供給し」といういうことまで書いた
方がいいと思います。供給を確実にし
て、政府がそういうことをやつて、初め
て生産なり供出ができる。生産供出の
できる原因は、何にあるかというのと、
肥料、農機具、農薬にある。それを與
えずして生産を強要し、供出を強要す
るということは、これは片手落である
のみならず、前提條件を欠いておる、
それが第一なんだ。そう、いうことさえ
整えば、農家は非常に樂々と生産も供
出もできるわけでありました。その源の
方を努めずして、末を賣めるといふよ
うな法律に私は賛成できないというこ
とを明言いたしておきます。こういう
ようなやり方では、本當に眞剣に農業
者をして厭起して増産に進んで行くこ

とができないと思います。

そのみならず、雑穀というような物について漠然とした規定を置いていることは、私は賛成できません。元來供出數量の全部を、この法律で裏付けするという必要はこれはないと思います。主要食糧に實際二合五勺とか三合とかいうものの配給をする、そのすべてのものをこの法律で裏付けなければならぬというような貧弱な行政では、これはいけないと思います。非常に必要な大きなところだけは強制して、その外少しのところは政府の行政の努力で、例えば三合が全部この法律で確實に取得ができなくても、二合五勺であるとか八勺であるとかというのはこの法律で裏付けする。あとの残りの二勺とか三勺というものは、行政の努力で、やるということぐらいのことをやらないうで、三合なら三合すべてがこの法律で強制するというような思想の下に雑穀という物を入れておるといふことが、甚だよろしくない。米麦、甘藷、馬鈴薯だけでよろしい、それだけに重点を置いてそれだけの供出の割当をし、それだけの生産を確保すれば、その外の雑穀は、大豆ぐらいの大きなものを入れることはよろしいが、ただ煩瑣なものをすつかり、何が入るか分らないようなものをして、いよく三合に少し切れるときには、その方の法律を強行して農民の方に責任を轉嫁するといふようなやり方の、生溫い行政には私は賛成できません。それ故に雑穀という字のそのままにあることは私は賛成できませんから修正意見を出します。明瞭にお断りして置きます。

それから今の農業なり肥料なりの供給

ります。
そこで第八條の一項には「前條第一
〇國務大臣(永江一夫君) その点につ
たい。
時措置法それ自身も行政上の措置でよ
ろしい」と思う。こういう法律を出す
よりなやり方では、本當に眞剣に農業
者をして厭起して増産に進んで行くこ
す。明瞭にお断りして置きます。
それから今の農業なり肥料なりの供給

を確実にするという文字を入れなければ
私は賛成しません。それだけ申し上げ
て置きます。
〇國務大臣(永江一夫君) 私は先般お
答えいたしましたことに補足を申上
げて置きたいのですが、政府は、勿
論日本の肥料生産の実態から申しまし
て、今御承知のごとき数量が出るので
ありますが、当然いろいろところのそ
の数量等についても或る程度の明示を
する方法を取り得るのであります。皆
様十分御承知のように本年の春肥につ
きまして、確安反当五萬五百という
のが今日の日本の生産力としては可
なり重い負担を負うておる。今これをた
だ理論の上から申しますならば、反
入買ならば入買要するといことが一應
成立つてあります。今その入買の
のを政府が生産農家の諸君に配給がで
きないのに、それを入買要するからとい
うことの約束はできないのでありま
す。そういう点についての数量的な量
決定いたしますことは、この法の運
営によりまして實際的な数量が出た以
上は、それについては政府は責任を負
うて配給をいたしますけれども、当然
これは所要の反当入買といはしまして
も、それが入買まで政府の責任で配給
することは實際問題として可能性がな
いのであります。そういうすべての面
におきまして不足額であります今日
でありますから、私共はこういう法規
によつて、その間の適切な調整を図り
たい、こういう考えであります。こ
の法律によつて生産農家諸君にのみ強
いるという意圖は毛頭ないのでありま
すから、この点は御了承願つて置きた
いと思つてあります。

〇松村眞一郎君 私は昨日も申したの
であります。元來農民に対して或るこ
とを要求されるならば、それに對して
これだけの物は政府は提供すると
いう義務を私は伴うべきものであ
ると思つてます。單純にでき上つた
物を買つてという点だけならば、私は
そういうことを申しません。自分の
きた物を何手持つて行く、それを政府
が買つてというだけのただ買ひの強制と
いう点であるならば、私は敢て申しま
せん。それではないのであります。生産
の努力をせよといふところの動機とい
うことを強制しておる法律なんだ。そ
ういふことを強制するならば、やはり
それに対立した或るものだけは政府は
確定的にその義務を負つてははよ
ろうと思つてます。政府は今計画の全体
の数量の責任を負えないと申しますけ
れども、或る程度の数量は負えると思
います。必ず負えるだけのことをお
きになつたらよろう。例えば追肥と
か元肥であるとかいふことがあるでし
よう。元肥ならば元肥、私は専門のこ
とは詳しく存じません。その程度のも
のだけは必ず政府は責任を以て供給す
るが、供給ができないときは、生産の
数量なり供出の数量に影響してもよろ
しいという態度を示さなければ、どう
して農民が強い信念を持つてやりま
すか。計画はするが、それが一つも行
かないが努力する、併しそれが一つも配
給がなくとも責任がないというやうな
ことで、農民の生産意欲を強制するこ
とは私はできないと思つてます。大臣が
いろいろのことをおつしやいました
が、それは全体のことをおつしやつ
て、それを私が申しました難題まで入
れなくともいいという思想と同じよう
に、これだけの肥料については責任を
以て配給するといふことは、私は農民
省として言い得なければならんと思
う。それだけのものは生産者に対して
もできるだけの努力をさせる、これだけ
の物は政府として配給するといふとい
うように、私はかねてから申してお
る。この米麦の供出といふものと肥料
の供給といふものは一緒にやらなけれ
ばいかん、私は前から申しておる、何
年か前から申しておる。だから今の食
糧管理は食糧と肥料との管理局にな
らなければならぬ。自分が片方にお
いて取るならば、一方で肥料を供給す
るといふことをしなければならぬ。
〇委員(補見義男君) 農林大臣が、
行かれますが、よろしくごさいませ
う。〇松村眞一郎君 よろしくごさいま
す。お聞き願ひすればよいのです。そ
ういふことを考えますから、大臣の今の
答弁には満足しないといふことを申上
げます。

〇委員(補見義男君) それでは食糧
確保臨時措置法の問題については一應
この程度で中止をして、それでいずれ
又別の機会にやることにしまして、指
定農作物検査法案を議題に供するこ
とに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
〇委員長(補見義男君) それでは議題
に供しますが、その前に委員長から一
言申し上げて置きますが、皆さんの手
許に配られておる指定農作物検査
法案の第五條に「ミズプリントがご
ざいますのでそれを申し上げます。第五
條の中で「その検査を受けて合格した
ものでなければ」といふ個所でありま
するが、これは「その検査を受けたも
のでなければ」といふのが正しいの
で、そういうふうにご訂正をお願いま
す。尚、発言の残つておられます方は
御発言願ひします。
〇板野勝次君 第十四條に「各規格審
議会の委員は、五人から十人までとし、
半數経験のある者であつて指定農作物
の生産又は販売業に利害關係のな
いものの中から、農林大臣がこれを
委属する。」といふことになつており
ますが、併し指定農作物の生産又は
販売等に關係を持つてゐる者の側か
らも、規格審議会の委員といふ者が
出て行つて、そういう実情が規格審議
に反映する、こういうことにならない
と、規格の決定が一方的になつてしま
うといふ虞れがあるのですが、何故そ
ういふものを委員に加えるといふこと
をしなかつたのでしうか。
〇政府委員(平野善治郎君) 只今板野
委員のお尋ねの第十四條の二項の審議
会の委員の選定に當りまして、生産業
又は販売業に利害關係のない者の中
から委属するといふことが、却つてい
けないのではないかとお尋ねのよう
でございます。私共はいたしまし
ては、この審議会が規格を定めること
によつて、非常に生産者或いは又需要
家に対して重大な關係があること
は十分承知をしておりますが、利害關
係がある者の中から選びますといふ
と、その規格の決定に當りましてい
る弊害が起るといふやうな懸念がご
ざいますので、そのものにつきました
は非常に堪能な、よく知つてゐる方
で、利害關係のない方を選んだ方が最
もよろしい。こう思ひまして、このよ

うな條項にしたわけでありまして。
〇岡村文四郎君 私は質問でありませ
んのので、お聞き取りを願つて、十分善
処をして貰へればよいのであります
が、検査方法が二種類あります。食
糧事務所が直接行ひのと、都道府縣に
委託してやつて貰ふのとあります。ま
だ、その上に委託検査を行ふものがある
やうであります。現在やつてお
りますものでも、委託検査のやうな形式
のものは、非常に検査をするといふ
けはいないのであります。やつた結果
を見ますと誠に確感のないものが多い
のであります。現に北海道の木炭の検
査をやつておりましたが、その規定はあ
るのであります。やつた結果は誠に
緩慢であり、消費者に対して少からん
迷惑を掛けているのであります。これ
は今後と雖も同じ方法で行きますと、
かような問題が起ると思ひますが、今
度は國が行ひ形式によつてやるのであ
りますから、十分の注意をして、今
後の検査に當りましては、苛酷な検査
をする必要は決してありませんが、正
当な検査をし、生産者は製品の品質を
向上して價値を高める、消費者は安心
をして検査によつて買ひ得るといふ建
前から、絶対不都合のない、間違ひの
ない検査をして貰ふやうな、十分な御
手配を願ひなければならぬと思ひま
す。それに相當多額の経費を要しま
すが、どうもそれは甚だ私が申上げた
やうな検査をするつもりで経費ではな
いと思ひますので、當局では十分善
処に善処を重ねて万遺憾のない國の検査
を行ひ、その趣意を生産者にも消費者
にも十分に生かすやうにお考えになつ
て頂きますことをお願い申し上げます。

第九部 農林委員会會議第十九号 昭和二十三年六月三十日【會議院】
七
(353)

○松村實一郎君 私は先程委員長から正誤としてお述べになりました文字がこれは極めて重要なことになると思いますが、かくのごとき、重大な關係を持つような正誤をしなければならぬように、杜撰なと申してこれはよろしいと思ひますが、こゝろ法案の提出は將來十分賛成して頂きたいと思ひます。それは憲法論が何故行われたかと申しますと、検査を受けて合格したものでなければ賣ることができない、不合格のものは賣れないということがあるから、憲法論が起つたり何かしたのであります。検査を受けたものは合格でも不合格でもみんな賣れるというならば、そういう憲法論をする必要がなかつたのでありますから、そういう意味におきまして、これは余程よくお考え願ひたい、こゝろ重要な法案については、原案を出しになるるときに、一番大切なことでありますから、粗漏にならんように、將來のために注意をして頂きたいということを強く申し上げます。

それから、この法律の趣旨は、できるだけ検査をして、規格を統一するといふ助長行政と私は考へてゐる。それが、故に不合格であるが、合格であるが、とにかく賣らせて、不合格のものは安くしか賣れないことになる、自然國民が買わないでしよう。それで、おのずから規格が統一されて行くといふ意味に導くところの法律であるといふ考へ方で、この法律を運用されないといふかと思ひます。そういう關係から非常に先程の正誤の場所は、大切なことでありまして、よくお考え願ひたい。その意味は、合格、不合格の規格を定める場合において、第三條に細心の注意をせられたいと思ひます。どうぞそういう注意をせられんことを要望いたします。

そうして農林省はどう考へてゐるか、或る型を決めて、無理に押し込むといふことを考へてゐるか、漸次そういうことを助長して、國家全体の農林物資というものが、おのずから皆が納得して、段々助長のない規格に統一するといふような工合の考へを持つてゐるのであるか。急遽的に命令的に、こんなもので形を整えてしまふといふような、そういう性急な考へで運用するのであるかどうか、その点明瞭にお答願ひたい。

○政府委員(平野善治郎君) 只今松村委員からの御意見でございましたが、第五條のミスプリントにつきましては、全く非常に大事な点を、農林當局といたしまして、誤字を直しておきまして、誠にこの点遺憾に存じます。尚検査につきまして一方的に強制的にこれを、農林物資の生産者に対して無理強いをするのかどうかといふお尋ねでござりますが、そういう氣持は毛頭ございせん。農林物資の生産者が品質を向上いたしまして、その価値を高めて、それらの消費者が立派な物を手でござまして、消費生活を裕かにすることができるといふ様に向つて、親切丁寧にご検査を行なつて行きたい、こゝろ考へておる次第でござります。

○池田恒雄君 憲法問題まで出たのですが、ミスプリントといふことを発見しまして、大分緩和されたのであります。それによると検査を受けたもの

でなければ販賣できないという形になるわけでございます。私はこゝろこゝろとは非常に結構なものでありますが、ちよつとこれは農林當局に対する相談になりませんが、検査をしたものでなければならぬといふふうにする、どういふ取引の場合でも検査したものでないといふ場合でも、私達が引越をする場合に、繩一東と建敷校を隣から譲つて貰うといふ場合でも、検査したものでなければ取引できない、こゝろ工合にいわゆるお巡りさんの解釈されるとき、これは非常に不自由な考へと思ひます。米の検査の場合だと、歴史的によつて、検査は市場の両側を高めるためだといふので、移出に対して検査をして、縣内取引に対しては検査をしない、こゝろ時代もあつたわけでありまして、この場合如何なる取引でも検査をしなければならぬといふ工合の取引じやなく、検査を必要としない取引については、検査しなくてもいいやうな工合にやつて貰はない、うつかうすると困ることになりやせんかと思ひます。

○委員(補見義男君) ちよつと、その点は第五條には「生産者は云々とありまして、それからもう一つ「但し、農林大臣の定める一定数量以下のものは受けなくてもいい」といふふうにしてたのでありますから、今の点は第五條でござります。〔簡單〕「進行」と呼ぶ者あり

○板野勝次君 提案理由の説明の中にも、検査を官がやらなければならぬのに對して、民間の團體がやると、特種的な地位を與える結果になる、こゝろ今期議會に提出して審議をやつて貰

つてゐる事業者團體法案に抵触するのだ、こゝろこゝろを言つておどかしおるのですが、そこでこゝろ民間團體に特種的な地位を與えるといふか、經濟民主化の趣旨には關わらないから、こゝろ趣旨に關つたためだ、經濟民主化の趣旨に關つたためだ、官僚制にすればいいのだといふ結論は直ぐ出て來ないと思ひます。それから若し事業者團體法案が用意されておるからといふならば、この事業者團體法案の通過を待つて、この検査法案といふものを審議せられるのが當然であつて、これがもうそのまゝ原案通り通過するだろといふことを前提にしてやるといふのは、少し行過ぎだと思ひます。我々はこの事業者團體法案の内容から見ても、日本の中小企業といふものを、殆んど無力化する意圖があるのを、我々としてはこの事業者團體法案に對しては反対しなければならぬ。民間の團體がこゝろ検査をやることによつて、悪い面があるのならば、それは是正して、例えば消費者の團體の代表が加つて、規格の審議をやる、とかいふやうに、その團體検査の上に民主的な方法を加へれば、十分目的が達し得るので、團體にやらせるといふやうな考へは、何でも官僚の手によつてやろといふ考へは、少し行過ぎではないかと思ひます。その点に對して一

つてゐる事業者團體法案に抵触するのだ、こゝろこゝろを言つておどかしおるのですが、そこでこゝろ民間團體に特種的な地位を與えるといふか、經濟民主化の趣旨には關わらないから、こゝろ趣旨に關つたためだ、經濟民主化の趣旨に關つたためだ、官僚制にすればいいのだといふ結論は直ぐ出て來ないと思ひます。それから若し事業者團體法案が用意されておるからといふならば、この事業者團體法案の通過を待つて、この検査法案といふものを審議せられるのが當然であつて、これがもうそのまゝ原案通り通過するだろといふことを前提にしてやるといふのは、少し行過ぎだと思ひます。我々はこの事業者團體法案の内容から見ても、日本の中小企業といふものを、殆んど無力化する意圖があるのを、我々としてはこの事業者團體法案に對しては反対しなければならぬ。民間の團體がこゝろ検査をやることによつて、悪い面があるのならば、それは是正して、例えば消費者の團體の代表が加つて、規格の審議をやる、とかいふやうに、その團體検査の上に民主的な方法を加へれば、十分目的が達し得るので、團體にやらせるといふやうな考へは、何でも官僚の手によつてやろといふ考へは、少し行過ぎではないかと思ひます。その点に對して一

○政府委員(平野善治郎君) 只今板野委員の御質問でござりますが、政府がこの法案を御審議をお願いいたしておる趣旨は、決して今仰せになられました民主化と反するものだと考へておらないのでござります。やはり事業者

團體法が通る通らない、これは別にいたしまして、こゝろこゝろ一つの法案を一方においては御審議をお願いしておりますが、こゝろこゝろ御審議を願ひたいといふやうな情勢の下において、或る種の事業者團體に、こゝろ生産者と或いは消費者との、非常に関係の深いものを委して置くといふことは、やはり民主化にはならないのだ、こゝろ見地から國がこれを行ひまして、最も良き指導と、好意的な検査をやつて行つた方がよろしいといふ観点からやつておるのでござります。

○政府委員(平野善治郎君) 只今板野委員の御質問でござりますが、政府がこの法案を御審議をお願いいたしておる趣旨は、決して今仰せになられました民主化と反するものだと考へておらないのでござります。やはり事業者

○政府委員(平野善治郎君) 只今板野委員の御質問でござりますが、政府がこの法案を御審議をお願いいたしておる趣旨は、決して今仰せになられました民主化と反するものだと考へておらないのでござります。やはり事業者

○委員(補見義男君) 多数であります。よつて多数を以て原案通り可決することにいたします。尚只今可決いたしました法律案について、委員長が本會議におきます報告は、例によつてお

○委員(補見義男君) 御異議ないようでございますから本案を議題にいたしまして、採決に付したいと思ひます。政府提出原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いします。

○委員(補見義男君) 御異議ないようでございますから本案を議題にいたしまして、採決に付したいと思ひます。政府提出原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いします。

○委員(補見義男君) 御異議ないようでございますから本案を議題にいたしまして、採決に付したいと思ひます。政府提出原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いします。

○委員(補見義男君) 御異議ないようでございますから本案を議題にいたしまして、採決に付したいと思ひます。政府提出原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いします。

から非常に先程の正議の場所には、大切なことでありまして、よくお考え願いたい。その意味は、合格、不合格の規

すが、ミスプリントというのを発見しまして、大分緩和されたのであります。それが、それによると検査を受けたもの

のに対して民間の団体がやると、特権的な地位を興える結果になる、そうして今期議案に提出して無議をやつて貰

趣旨は、決して今仰せになられた民主化と反するものだとは考えておらないのでございまして、やはり事業者

しました法律案について、委員長が本会議におきます報告は、例によつてお委せ願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(楠見義男君) 御異議ないと認めます。それから議院に提出する報告書について、本案を可とせられまし

た方の御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

○委員長(楠見義男君) 午前中はこの程度に止めまして、午後二時から再開いたしたいと存じます。

午後零時三十九分休憩

午後二時三十七分開会

○委員長(楠見義男君) 引続き開会いたします。速記を止めて。

午後二時三十八分速記中止

午後四時十四分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始め

て。今日はこれには散会いたします。

午後四時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 木下 源吉君
委員 太田 敏兄君
門田 定藏君
羽生 三七君
北村 一男君
西山 亀七君
木村 三郎君
佐々木 龍藏君
竹中 七郎君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村 文四郎君
島村 軍次君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君

國務大臣

農林大臣

永江 一夫君

政府委員

農林政務次官

平野 善治郎君

食糧管理局長官

片柳 眞吉君

農林事務官

遠藤 三郎君

(畜産局長)

第九部 農林委員會會議第十九号 昭和二十三年六月三十日 参議院

昭和二十三年八月十三日印刷

昭和二十三年八月十四日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局